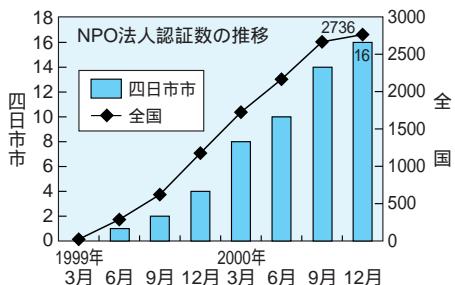


NPO法施行2周年 ～NPOとこれからの中華人民共和国～

平成十年十二月一日にNPO法が施行されてから一年が過ぎ、四日市市でもすでに十六のNPO法人が誕生しています。



このようにNPOは、これから社会を支えていく重要なものの一つであり、その活動が活発になっていくことが期待されています。

また、NPOへのさまざまなかかわり方を通して、市民は社会に参加していくことが可能となります。例えば、NPO法人への寄付についても、NPO法人の活動への支援を意味するだけではありません。「使い方を自分で決めることができ

社会だ。」という人がいます。その意味は、一人ひとりの市民が社会の中で果たす役割がこれまで以上に重要になるとということです。また、成熟した社会では、人々の多種多様な要望・要求に対し、公平性を大事にする行政の活動範囲は縮小し、市民がつくるNPOなどがサービスを提供することが増えていくと考えられています。

NPOに関する問い合わせ
先：市民生活課市民活動係
NPO担当（☎ 54-8117）<。（

優遇税制を検討する理由なのです。あなたも、NPOへのかかわりを通して社会に参加することについて一度考えてみませんか。

組む人もいるかもしません。しかし、NPOへの寄付という行為も社会を変えていくための選択肢の一つであると言えるのです。

つまり、これまでになかった、市民の社会参加の方法を新たな選択肢として設けようというのが、NPO法人への

ない税金として納めるよりも、自分がその考え方に対する賛同でき、活動を支援したいNPOに寄付することで、社会がよくなつてほしいと考えて行つた“寄付”という行為は、社会に対する自分の明確な意思を示したことになります。

かくはん用語

23

短歌

戸川晴子選

店報

俳句

西條真智生選



川柳

保地桂水選

法被着て威勢よき声はり上ば
つガソリンスタンドの朝の一
ーティング

天力須賀五丁目 倉田春
母に似し人が座席の横に座る
このときめきはいたく寂しき

生桑町 長崎清

せきしゆく
石色に変へて秋思の雨蛙
さくわ
桜花台一丁目 伊藤令
爽やかにバスのガイドのイー
リング

狛犬の眼のらんらんと神の守
堀木一丁目 金森美千一
耕耘機に蹤きて離れず赤と

街を出てうまい空気と待ちわざ
わす　八田一丁目　松山時
女神像翼はえそう今日の空
新町　隆秋

目の「ハ」がどうにもならぬ】
の重さ

大字東阿倉川　平塚広

孫が来て我が家の中かりババ
八千代台一丁目　森谷安

生きるとは苦しき日々の積
重ね　日永三丁目　石崎美

トづく